

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月七日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第三十五号

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（介護休暇） 第十五条 （略） 2 介護休暇の期間は、任命権者が、職員の出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（次条第二項において「指定期間」という。）内において、一日又は一時間を単位（一時間を単位とするときは、一日を通じて四時間以内とする。）として必要と認められる期間とする。 3 （略） （介護時間） 第十六条 （略） 2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、一日を通じて当該日に係る所定の勤務時間の時間数から五時間四十五分を減じた時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定により部分休業（同条第二項第一号の部分休業に限る。）を承認されている職員又は第十三条第二項の表第二号に規定する休暇（以下「育児休暇」という。）を承認されている職員にあつては、当該時間から当該部分休業及び育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。	（介護休暇） 第十五条 （略） 2 介護休暇の期間は、任命権者が、職員の出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（次条第二項において「指定期間」という。）内において、一日又は一時間を単位（一時間を単位とするときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて四時間以内とする。）として必要と認められる期間とする。 3 （略） （介護時間） 第十六条 （略） 2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりに</u>において、一日を通じて当該日に係る所定の勤務時間の時間数から五時間四十五分を減じた時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員又は第十三条第二項の表第二号に規定する休暇（以下「育児休暇」という。）を承認されている職員にあつては、当該時間から当該部分休業及び育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

附 則

この人事委員会規則は、令和七年十月一日から施行する。